

令和2年5月4日開会

令和2年5月

市議会臨時会議案書

寝屋川市

目 次

番 号	案 件	頁
報 告 第 3 号	専決処分の報告（寝屋川市税条例等の一部改正）	1
報 告 第 4 号	専決処分の報告（令和元年度寝屋川市一般会計補正予算（第7号））	別冊
報 告 第 5 号	専決処分の報告（令和元年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号））	別冊
報 告 第 6 号	専決処分の報告（令和2年度寝屋川市一般会計補正予算（第1号））	別冊
議 案 第 31 号	寝屋川市国民健康保険条例及び寝屋川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正	11
議 案 第 32 号	令和2年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議 案 第 33 号	令和2年度寝屋川市一般会計補正予算（第2号）	別冊

専 決 処 分 の 報 告

寝屋川市税条例等の一部改正について、別紙のとおり令和 2 年 3 月 31 日専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。

令和 2 年 5 月 4 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

専決第 6 号

寝屋川市税条例等の一部改正

寝屋川市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年3月31日専決

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市税条例等の一部を改正する条例

(寝屋川市税条例の一部改正)

第1条 寝屋川市税条例（平成16年寝屋川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第30条の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

第30条の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

第46条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第62条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第62条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者

とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市長は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第69条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第69条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第87条の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第87条の2 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第88条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第93条の7第1項中「10万円」を「100,000円」に改める。

第107条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1

項の次に次の 1 項を加える。

2 前項（法第 469 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第 109 条第 1 項又は第 2 項の規定による申告書に前項（法第 469 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第 16 条の 2 の 3 第 1 項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第 109 条第 1 項中「第 107 条第 2 項」を「第 107 条第 3 項」に改める。

第 114 条第 6 項中「第 62 条第 6 項」を「第 62 条第 7 項」に改める。

第 133 条第 2 項中「第 349 条の 3 第 10 項から第 12 項まで、第 22 項から第 24 項まで、第 26 項、第 28 項から第 31 項まで、第 33 項又は第 34 項」を「第 349 条の 3 第 9 項から第 11 項まで、第 21 項から第 23 項まで、第 25 項、第 27 項から第 30 項まで、第 32 項又は第 33 項」に改める。

附則第 7 条中「平成 34 年度」を「令和 4 年度」に改める。

附則第 11 条の 2 の 2 第 1 項中「平成 45 年度」を「令和 15 年度」に、「平成 33 年」を「令和 3 年」に改める。

附則第 13 条中「又は法附則第 15 条」を「又は附則第 15 条」に改める。

附則第 14 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「附則第 15 条第 2 項第 6 号」を「附則第 15 条第 2 項第 5 号」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条中第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とし、同条第 6 項中「附則第 15 条第 29 項」を「附則第 15 条第 26 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 7 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号」を「附則第 15 条第 27 項第 1 号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項中「附則第 15 条第 30 項第 2 号」を「附則第 15 条第 27 項第 2 号」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 9 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 10 項中「附則第 15 条第 31 項第 1 号」を「附則第 15 条第 28 項第 1 号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 11 項中「附則第 15 条第 31 項第 2 号」を「附則第 15 条第 28 項第 2 号」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 12 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号イ」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 13 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ロ」に改め、同

項を同条第12項とし、同条第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第33項第1号二」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号二」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第20項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第21項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第23項を削り、同条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第27項を第24項とする。

附則第16条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第17条の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第18条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第20条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第22条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第24条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又

は」に改める。

附則第25条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第27条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第29条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第32条第2項中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで若しくは第48項」に、「第34項」を「第33項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第36条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第41条中「平成32年度」を「令和5年度」に改める。

附則第53条第1項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

（寝屋川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 寝屋川市税条例等の一部を改正する条例（令和元年寝屋川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、寝屋川市税条例第15条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第4条第1項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第5条を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の寝屋川市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第30条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第30条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第30条の3第1項に規定する申告書について適用する。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税又は都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、令和元年度分までの固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

2 新条例第62条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第62条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第87条の2の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（次項及び第7項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法

附則第 15 条第 40 項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

- 8 新条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第 32 条第 2 項の規定の適用については、同項中「まで若しくは第 48 項」とあるのは、「まで」とする。

（寝屋川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 第 4 条 寝屋川市税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年寝屋川市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 条第 2 項第 3 号中「平成 31 年 9 月 30 日」を「令和元年 9 月 30 日」に改め、同条第 13 項中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改め、同条第 14 項の表第 5 項の項中「平成 31 年 10 月 31 日」を「令和元年 10 月 31 日」に改め、同表第 6 項の項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

（寝屋川市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 第 5 条 寝屋川市税条例の一部を改正する条例（平成 29 年寝屋川市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 2 号中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改める。

附則第 6 条第 2 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「平成 31 年度分」を「令和元年度分」に改める。

- 第 6 条 寝屋川市税条例の一部を改正する条例（平成 29 年寝屋川市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 2 号中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改める。

附則第 2 条中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改める。

（寝屋川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 第 7 条 寝屋川市税条例等の一部を改正する条例（平成 30 年寝屋川市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 4 号中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改

め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

(寝屋川市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 寝屋川市税条例の一部を改正する条例(平成31年寝屋川市条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第1条ただし書中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

寝屋川市国民健康保険条例及び寝屋川市 後期高齢者医療に関する条例の一部改正

寝屋川市国民健康保険条例及び寝屋川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年5月4日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市国民健康保険条例及び寝屋川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(寝屋川市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 寝屋川市国民健康保険条例(昭和34年寝屋川市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第4章中第11条の次に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金)

第11条の2 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、健康保険法第3条第6項に規定する賞与を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)に感染した場合(発熱等の症状があり当該感染症に感染したことが疑われる場合を含む。次条において同じ。)に限る。)は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、当該被保険者が労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、労務に服することを予定していた日1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の当該被保険者に係る給与等の額の合計額を就労日数で除した額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、その額が健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円

に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50 銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときはこれを 1 円に切り上げるものとする。)を超えるときは、当該相当する金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金と給与等との調整)

第 11 条の 3 新型コロナウイルス感染症に感染した場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第 2 項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第 22 条の 2 第 1 項第 1 号中「所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)」を「所得税法」に改める。

(寝屋川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第 2 条 寝屋川市後期高齢者医療に関する条例(平成 19 年寝屋川市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 広域連合条例附則第 5 条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

(施行期日)

1. この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

2 第 1 条の規定による改正後の寝屋川市国民健康保険条例第 11 条の 2 及び第 11 条の 3 の規定は、同条例第 11 条の 2 第 1 項に規定する当該被保険者が労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日が令和 2 年 1 月 1 日から規則で定める日までの間に属する場合について適用する。